

議案第 65 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年8月三宅町条例第38号)の一部を
改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月3日提出
三宅町長 森田 浩司

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年8月三宅町条例第38号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項第2号ウ中「7,100 円」を「7,300 円」に、同号エ中「10,000 円」を「10,400 円」に改め、同号オ中「12,900 円」を「13,500 円」に改め、同号カ中「15,800 円」を「16,600 円」に改め、同号キ中「18,700 円」を「19,700 円」に改め、同号ク中「21,600 円」を「22,800 円」に改め、同号ケ中「24,400 円」を「25,900 円」に改め、同号コ中「26,200 円」を「29,100 円」に改め、同号サ中「28,000 円」を「32,300 円」に改め、同号シ中「29,800 円」を「35,500 円」に改め、同号ス中「31,600 円」を「38,700 円」に改める。

第14条第1項中「4,400 円」を「4,700 円」に改め、同項ただし書中「6,600 円」を「7,050 円」に改め、同条第2項中「22,000 円」を「23,500 円」に改める。

第15条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の125」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加える。

第15条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」に改める。

第16条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加える。

第16条第2項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の50」の次に「、12月に支給する場合は100分の52.5」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500

10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800

61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			
104		311,000	362,300			
105		311,200	362,800			
106		311,500	363,200			
107		311,800	363,500			
108		312,100	363,800			
109		312,300	364,200			
110		312,600				
111		313,000				

	112		313,300				
	113		313,500				
	114		313,700				
	115		314,000				
	116		314,400				
	117		314,600				
	118		314,800				
	119		315,100				
	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定年前再任用 短時間勤務職員		円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年8月三宅町条例第38号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第15条第3項中「「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」」に改める。

第16条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

第16条第2項第2号中「6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第15条第2項及び第3項、第16条第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年8月三宅町条例第38号)の一部を改正する条例新旧対照表(第1条)

改正後(案)	現行
<p>(通勤手当) 第8条の2 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあつては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア・イ (略) ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u></p>	<p>(通勤手当) 第8条の2 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあつては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア・イ (略) ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u></p>

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未 満である職員 <u>16,600円</u>	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未 満である職員 <u>15,800円</u>	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未 満である職員 <u>18,700円</u>	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未 満である職員 <u>21,600円</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未 満である職員 <u>24,400円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未 満である職員 <u>26,200円</u>
ケ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未 満である職員 <u>19,700円</u>	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未 満である職員 <u>29,100円</u>	コ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未 満である職員 <u>25,900円</u>	シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未 満である職員 <u>32,300円</u>	シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未 満である職員 <u>29,800円</u>	ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u>
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未 満である職員 <u>22,800円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未 満である職員 <u>29,500円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未 満である職員 <u>29,100円</u>	ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u>	(3) (略) 3~7 (略)	(宿日直手当)
(3) (略) 3~7 (略)	(宿日直手当)	(宿日直手当)	(宿日直手当)	(宿日直手当)	第14条 宿日直勤務(次項の勤務を除く)を命ぜられた職員に は、その勤務1回につき <u>4,700円</u> を超えない範囲内において町 長が規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執 務が行われる時間が勤務が通常行われる日の勤務時間の2分

<p>の1に相当する時間である日で町長が規則で定めるものに退庁時から引続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、<u>7,050円</u>を超えない範囲内において町長が規則で定める額とする。</p> <p>2 常直的なものを命ぜられた職員には、前項の規定にかかわらず勤務1月につき<u>23,500円</u>を超えない範囲において、町長が規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p>	<p>3 (略) (期末手当)</p>	<p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月</u>に支給する場合には<u>100分の125</u>、<u>12月</u>に支給する場合には<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の70</u>、<u>12月に支給する場合には100分の72.5</u>」とする。</p>
---	-------------------------	---

<p>の1に相当する時間である日で町長が規則で定めるものに退庁時から引続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、<u>6,600円</u>を超えない範囲内において町長が規則で定める額とする。</p> <p>2 常直的なものを命ぜられた職員には、前項の規定にかかわらず勤務1月につき<u>22,000円</u>を超えない範囲において、町長が規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p>	<p>3 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p>
---	--------------	--

第16条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第21項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額には100分の105、12月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額には100分の50、12月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3~5 (略)

第16条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第21項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額には100分の105、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額には100分の50、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3~5 (略)

別表1

職員区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
		号俸	俸給月額	円									
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	391,700	416,900	442,300	468,900	495,700	円
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	393,700	419,100	445,500	471,700	498,500	円
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	398,100	424,500	450,700	477,100	504,500	円
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	399,700	426,500	453,100	480,700	507,500	円
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	401,300	428,100	455,500	482,300	509,100	円
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	403,100	430,500	457,900	484,700	511,500	円
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	404,600	431,100	458,900	485,700	512,500	円
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	406,200	433,100	460,900	487,700	514,500	円
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	407,600	434,100	462,900	489,700	515,500	円
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	409,200	436,100	464,900	491,700	517,500	円
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	410,800	437,100	466,900	493,700	519,500	円
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	412,400	440,100	468,900	495,700	521,500	円
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	414,100	447,100	471,900	498,700	523,500	円
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	415,800	450,100	473,900	500,700	525,500	円
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	417,500	452,100	476,900	502,700	527,500	円
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	419,200	454,100	478,900	504,700	529,500	円
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	420,800	456,100	480,900	506,700	531,500	円
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	422,500	458,100	482,900	508,700	533,500	円
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	424,100	460,500	484,900	510,700	535,500	円

別表1

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
定年前 再任用	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
短時間 勤務職 員以外 の職員	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200

116	314,400			
117	314,600			
118	314,800			
119	315,100			
120	315,400			
121	315,700			
122	315,900			
123	316,200			
124	316,500			
125	316,800			
定年前再任用 短時間勤務職 員		円	円	円
200,300	227,800	269,500	290,100	305,700
				331,900
定年前再任用 短時間勤務職 員		円	円	円
192,000	219,500	260,000	279,700	294,900
				320,600

一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年8月三宅町条例第38号)の一部を改正する条例新旧対照表(第2条)

改正後(案)	現行
(期末手当)	(期末手当)
<p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」あるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4~5 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合は100分の125.12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合は100分の125.12月に支給する場合には100分の127.5</u>」あるのは「<u>6月に支給する場合は100分の70.12月に支給する場合には100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4~5 (略)</p>

次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第21項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3~5 (略)

次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第21項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3~5 (略)